

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年3月13日

建設委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○佐々木まさひこ委員長 それでは、これより建設委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○佐々木まさひこ委員長 最初に、記録署名員2名を私から指名いたします。

山中委員、高橋委員よろしくお願いたします。

————— ◇ —————

○佐々木まさひこ委員長 次に、議案の審査に移ります。

第22号議案 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○建築室長 おはようございます。

議案説明資料の2ページをお願いいたします。

第22号議案 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例でございます。

令和6年4月1日付、建築物省エネ法の改正に伴い、再生可能エネルギー利用設備に係る建築主への説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例を制定いたします。

概要でございますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進させたいと考えております。

説明義務の対象区域は区内全域、説明を要する建築物の用途は仮設建築物を除くほぼ全ての建物、建築物の規模は10平米を超えるものと規定いたします。

別紙1と2には、それぞれ条例案と関係法令抜

粋を掲載しております。

施行年月日は、令和7年6月1日を予定しております。

今後は、条例の内容を関係者等へ周知し、的確な運用に努めてまいります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○佐々木まさひこ委員長 それでは何か質疑はございますか。

○山中ちえ子委員 22号議案では、建築物省エネ法が改正されたことで、全区内の1平米以上の建築物の建築主に対して、省エネ利用設備に関わる説明を義務づけるということを定める条例だと思えますが、適用除外の対象もあるという内容です。ここは、どうやって国土交通省が定めるものが想定外になったということですが、ここは、どのように足立ではチェックしていくというような方針なのでしょうか。

○建築室長 区内に建築されます年間ほぼ3,000件弱の建物につきましては、全て建築の指定確認検査機関の方から足立区の方に概要書等が提出されてまいりますので、そこでしっかりと手続が取れているかどうかを確認いたしまして、取れないものにつきましては、やっくださいということで、指定確認検査機関を通じて、指導させていただくという形になるかと思えます。

○佐々木まさひこ委員長 よろしいですか。

では、質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決でお願いいたします。

○長沢興祐委員 可決です。

○山中ちえ子委員 可決です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたします。

本議案について、採決すべきものとするに御異議ございませんか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案 足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、(3)第24号議案 足立区立公園条例の一部を改正する条例、(4)第25号議案 足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○道路公園整備室長 よろしく願いいたします。

議案説明書7ページでございます。

第23号議案 足立区道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

こちらの条例、東京都が3年ごとに行う固定資産税の評価額が変更になりました。評価替えが行われた時期に合わせて、改正をしているものでございます。その方が行われたので、占用料の改定をしたということで、占用料は現行の105%、更には1.2倍を上限としております。

占用料の改正で、影響を受けるのは、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社の順となる見込みでございます。全て行いますと1億3,100万円増収の見込みでございます。

続きまして、16ページでございます。

同様に、第24号議案 足立区立公園条例の一部を改正する条例ということで、こちらも固定資産税の評価額の変更に合わせて、公園の方も占用料の改正をするということでございます。

続きまして、21ページでございます。

第25号議案 足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例でございます。

こちらもプチテラスの占用料の改定が行われたということで、同様に変更するものでございます。

私からは以上でございます。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありませんか。

○山中ちえ子委員 23号・24号・25号・26号という・・・。

○佐々木まさひこ委員長 三つです。

○山中ちえ子委員 三つですね。一つがプチテラスのところなのですが、これによって、負担が増えるというような一般とか、あと中小零細企業だったりとか、そういったところへの影響というのはないもので、足立区の中で支払われるものに関わってだけということで、理解でいいのですかね。

○道路公園管理課長 例えばこちらでお金をいただく場合は、例えばプチテラスのお隣の建物を建て替えるときに、道路上からちょっと作業ができない場合に、プチテラスの一部を囲い込みすることによって、工事をしたいという申請があったときにお金をいただいているものでございまして、ちなみに、昨年度に関しては、14件ほどそういう囲い込みという形で申請★★からお金をいただいている状況でございます。

○山中ちえ子委員 そういうところで負担が生じるということですね。

その負担なので、今回の改正で、どのぐらいの負担増になるのでしょうか。

○道路公園管理課長 基本的には、占用料に関しましては、現行の105%ですので、5%ほどちょっと上昇するという形になります。

○山中ちえ子委員 大体100円ぐらいということで大丈夫ですか。

○道路公園管理課長 面積に応じますので、その都度計算させていただきます。

○山中ちえ子委員 もともとプチテラスをやはり増やしていかなくはないという立場でも私たちありますので、是非是非、そして、そうやってやはり近隣が何かをしようとするときに役に立つということでもあるのかなど。そこで、占用料の値上げということでは、ちょっと残念ではありま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すが、その幅がそんなにそれほどでもないということが確認できました。

そして、川に関わっての占用料のところなのですけれども、川じゃないか・・・公園だ。公園条例の方でもそうですし、その前にもそうなのだけれども、東京電力だったり東日本電信電話株式会社だったり株式会社ジェイコム東京ということがそういった企業の負担増となることだけだということなのですけれども、一般の零細企業に及んでというところでは、どのような影響があるのでしょうか。

○道路公園管理課長 あくまでも上位三つを上げている状況でございますので、例えば建築工事で道路の一部を囲い込みとかをしてお使いいただくというお話であれば、当然、道路占用料をいただく形になりますので、建築会社がちょっと零細企業である場合もお金をいただく状況でございます。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑ございませんね。質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決です。

○長沢興祐委員 可決です。

○山中ちえ子委員 足立区の方で、改正に関わって負担軽減だとか裁量がないという部分であり、この定めるものに関わっての改正ですので、三つの議案については、賛成の立場です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第26号議案 足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を単独議題といた

します。

それでは執行機関の説明を求めます。

○道路公園整備室長 それでは第26号議案でございます。

26ページでございます。

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。

区が徴収する流水占用料については、東京都河川流水占用料等徴収条例に準拠しております。そちらの方の改定が行われましたので、足立区の方も改定をするという状況です。

足立区で管理している河川としては、準用河川で花畑川がございます。そちらの方の改正でございます。こちらに関しては、河川の流水面、水が流れている部分、更には、河川内の部分にある占用をしている管とか線とかいうところが占用料となります。更には、船舶が流水の中で泊められているということが占用料となるところでございます。

先ほども質問がございましたので、御説明をしておきますが、同じように東京電力、NTT、東京ガスネットワークというところが増額になる見込みで、年度としては96万円増収の見込みでございます。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○山中ちえ子委員 この後の陳情審議でもあるのですけれども、花畑川では、今整備工事中なのですけれども、この間川のごみをきちんと取り去るといような環境保護の運動があつて、そういった団体ともその環境整備の工事に当たって、話を聞いて、その願いなどを反映しようと区はしていると思うのですね。その中で、そういった方々がそういう社会貢献の事業をやるうとするときも、そこでは占用料がこの値上げの影響とかももちろんですけれども、掛かるということですか。

○道路公園管理課長 あくまでも今回に伴って、例

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

例えば先ほど道路公園管理室長の方から御説明差し上げましたけれども、例えば河川上に線が電線とかが通った場合にいただくものでありまして、例えばそのNPO団体の活動内容によって、お金をいただく案件であればいただきますけれども、普通の日常的な作業であれば基本的に占用料はいただかない形かと思えます。

○佐々木まさひこ委員長 よろしいですか。

次に、会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決です。

○長沢興祐委員 可決です。

○山中ちえ子委員 可決です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第27号議案 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○建築室長 第27号議案 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例でございます。

近年は、既存建築物を用途変更して、小規模葬祭施設等へ変更する事例が増えておりますので、事業者に対し、お知らせ看板の設置や近隣への説明を義務付けることといたし、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、条例に規定する建築の定義の中に、「用途変更を含むこと」を追加いたします。その他小文字表記の修正や文言の整理を行うものであります。

30ページから33ページに新旧対照表を記載

しております。

施行年月日は、公布の日を予定しております。

今後は、本条例の内容を関係者等へ周知し、的確な指導に努めてまいります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○長沢興祐委員 幾つか聞かせください。

まず、これは、小規模葬祭施設というところからスタートしているのですが、どれぐらいの間合せが来ているのでしょうか。

○開発指導課長 新築物件ですと最近今3件から4件ぐらいですね。用途変更、今回改正しようとしたところだとやはり2件から3件ぐらい実際来ております。

○長沢興祐委員 そもそもこの小規模葬祭施設というのは、用途地域の範囲の中で、何が建てられて、営業できて、何ができないというのはどうなっているのでしょうか。

○開発指導課長 住宅系ですね、低層住宅地、そういったもので、事務所とかが建てられない地域にはやはりちょっと建てられない。あと集会施設ですね。そういったところでございます。

○長沢興祐委員 これまで、そういった用途を縛られているところに、そういったものがあつたのでしょうか。

○開発指導課長 実際はそういうところはない、今のところないのですが、やはり相談が来ている案件が多くなったのと、今回の確認申請を伴わない小さな物件そういったものがいわゆる違反建築の方で出てきているということもございましたので、今回条例を改正させていただいて、地域住民に★

★ということで今考えているところでございます。○長沢興祐委員 まず、今回予防ということが主なポイントになっているかと思えますけれども、葬祭にかかわらず、3件来ているからこういった要望ということなのですけれども、例えば別な用途

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の職業が来たときにも、これらの条例改正は対応できるのでしょうか。

○開発指導課長 今回中高層条例に載っております特定用途そういったもの葬祭場あるいは工場とかそういったものは、今こちらの方で押さえていきたいなどは思っております。それ以外のものについては、違反部署で動いていくという形になるかと思えます。

○長沢興祐委員 用途で縛っているものに関しては、しっかり適切にやっていただかないと一度建ってしまうと未来永劫ではないかもしれないですけども、地域の住民たちにとってもそうですし、区としてもその後の対応に追われると。様々な事例からも御理解いただけるとおり、ここはしっかりやっていかないといけないと思えます。

そんな中で、ただ、用途の範囲内であればやはり地域住民に対しても、それは理解してもらわざるを得ないというものがあると思うのですよ。というのは、例えば小規模葬祭場ということですけども、近くに、結局NIMBY（ニンビー）の世界になると思うのですよね。自分の隣にあれば嫌だ、だけれども離れていれば別に関係ないとか、総論賛成、各論反対という話になったときに、やはりこれは法律上できるとか、そういったことも丁寧に街の人に説明していく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

○開発指導課長 新築の場合は、大きさにかかわらず説明会を義務づけている状況でございます。今回いわゆる側が残っていて、中だけ改修とかというのちょっと以前から相談が来ていた物件ですので、その辺を抑え込んでいきたいということでございます。

○建築室長 長沢委員おっしゃられました内容につきまして、しっかりと近隣の方々に事業者から説明していただくということが重要だと考えておりますので、今回改正をさせていただきたいと思っております。

○長沢興祐委員 街の人というのは、用途地域についてあまり興味を持たれないと思うのですよね。もともと住んでいる方に対しては。もしこれが住民からこういうのができて反対だといった声があったときに、ただ、それは用途の中で大丈夫ということがあったときには、区としてもそれは大丈夫ですということを住民に対して説明していくということになるのでしょうか。

○建築室長 基本的には、そのような形になります。

○長沢興祐委員 誤解がないようにしっかりとその点も両方・・・行政と立場に立って、公平公正にしっかりと苦情が来ているから片方に寄るのではなくて、バランスよくやっていただきたいと思えます。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑ありますか。

○へんみ圭二委員 足立区葬祭施設等設置整備基準というのがありまして、こちらでは、「事業者は、葬祭施設等の設置をしようとするときは、区長に事前協議書を提出しなければならない」となっているのですが、これは、用途変更の場合は、区長に協議書を申請するということが必要ないということなのでしょうか。

○開発指導課長 規則の方も条例を受けまして、新築を想定していたというところがございますので、今回は、そういったものも今度は拾っていくというか、やっていきたいなというふうに思っております。

○へんみ圭二委員 そうすると、この足立区葬祭施設等の設置整備基準も今回受けて変更するということですか。

○開発指導課長 今中身を検討しているところでございますが、まず条例からお願いしまして、そのあと変更を考えております。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑なしと認めます。次に、各会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決です。

○長沢興祐委員 可決です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○山中ちえ子委員 先ほども総論賛成、各論反対という話もありましたけれども、やはり今独居暮らしの御高齢の方も多くて、御家族が引き取って、亡くなった後の御遺体を持つことができる方ばかりとは限らなくて、セレモニーの会社の方のところに遺体を一時安置して、そのあとにいろいろ動きをしっかりと手続などを進めるという方も多くなってきているので、そういったところで、事業者の良心的な説明だったりとか、そういったところがすごく重要になると思いますので、やはりそういったときには、区がしっかり仲介に入って、安心してそういった時期を過ごしていただける、そして、近隣も安心してといった状況をつくってほしいと思いますので、賛成です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第28号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を単独議題といたしたいと思います。

それでは執行機関の説明を求めます。

○建築室長 第28号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

令和6年6月21日にバリアフリー法施行例の一部改正が公布されたことを受けまして、当区の地区計画条例全47条例のうち、本条例を含む27条例に条ずれ修正が必要となりましたので、条例の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、今回の施行令改正で

は、劇場等の客席に関する規定が追加されましたので、条例中にバリアフリー法施行令26条と記載されている部分を27条に改めるものであります。改正が必要な27条例は、別紙1の一覧に記載しております。

なお、条例の内容に変更はございません。

施行年月日は、令和7年6月1日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○山中ちえ子委員 今回容積率の緩和の想定が入っているところの地区計画だということで、27上げているということですが、47地区ある中で27を上げて、そのほかの地区計画については、出していないというところでは、そういった容積率の緩和に関わる場所がない地区計画からですか。

○建築室長 この27条例につきましては、土地地区画整理をすべき区域といたしまして、公共施設等の整備の段階に応じて、容積率を付与していくような誘導容積型の規定を設けている地区計画の区域ですとか、URですとか、都営住宅の大規模団地の建て替え、一団地の認定を受けているような区域につきまして、地区計画条例を掛けるということで、団地全体の容積率を低減させていくような容積率の規定が掛かってくるような条例が27戸あるということで、それ以外につきましては、特に容積率については、都市計画法どおりの容積率でいくということで、27条例だけになっているという状況でございます。

○山中ちえ子委員 こういったバリアフリー法施行令の内容である部分の面積は免除されるということでした。

内容がやはり障がい者が過ごしやすいまちづくりというのは、高層ビルを推進していく要素だけではないと思いますので、円滑に障がい者が利用

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

できる建築物にすることが容積率の緩和の特例の理由になるということは、ちょっと何か矛盾を覚えるわけですが、しかし、この内容を更に規制緩和するものではないということ、ただの条づれということによろしいのでしょうか。

- 建築室長 そのとおりでございます。
- 佐々木まさひこ委員長 他に質疑はございませんね。

質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

- 太田せいいち委員 可決です。
- 長沢興祐委員 可決です。
- 山中ちえ子委員 賛成です。
- へんみ圭二委員 可決です。
- 高橋まゆみ委員 可決です。
- 佐々木まさひこ委員長 これより採決いたします。

本案は、原案等のおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第29号議案 特別区道路線の認定について、第30号議案 区域外道路の認定の承諾について、第31号議案 足立区と葛飾区の行政境界に関わる道路の管理に関する協定の変更について、以上3件を一括議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

- 道路公園整備室長 よろしくお願いたします。

第29号議案から第31号議案まで、一連でございますので、一連で説明をさせていただきたいと思っております。

第29号議案でございます。特別区道路線の認定についてでございます。

場所については、足立区中川一丁目、葛飾区亀有三丁目地内でございます。

こちらの区境が道路の中でございますので、道路としては、幅員が一定で両方合わせた認定を掛

けないと葛飾区側の方が幅員証明とかを申請されたときに足立区も葛飾区も取らなければいけないという不都合が生じますので、重複認定ということで、葛飾区側も認定を掛けるという議案でございます。

更に、第30号議案については、葛飾区が足立区側も認定を掛けるということになりますので、その承諾に関する議案でございます。

更に、第31号議案は、葛飾区との道路の管理に関する協定でございます。

一連で古隅田川の方が道路の中に境界がございますので、どちらが管理するかという協定を結んでおります。72ページに別紙3がございます。そちらの方を御覧いただくと、これだけの路線が葛飾区と管理に関する協定をやっております。道路の中、半分舗装するとかそういうことはできませんので、全部どちらかがやるということで協定を結んでいる状況でございます。

私から以上でございます。

- 佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

- 高橋まゆみ委員 一つ。ありがとうございます。

こちらの説明会に私ちょっと行ってきたのですが、地域の方からやはり足立区としては、こちら側は、都の持ち物というか道路がそうなのでは、都の管轄ということになるので、足立区の方にもがっつき入っていただきたいと。地域をもっと例えば道路ができたときに車が例えばアリオ亀有の方に行ってしまうとか、そういった地域の問題が出てくるので、足立区もしっかりと入っていただきたいという要望があったのですけれども、そちらは、区の見解というか、ちょっと聞いてみたいと思います。

- 都市建設部長 こちらの議案に関連してはなくて、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

補助138号線のちょうど中川の下水処理場の南側の道路のことについて、今高橋委員おっしゃられているのではないかと思うのですが、あくまでも今回は、葛飾区と足立区の境界の道路認定のことです。今御意見いただいたことについては、当然、都施行ではあるのですが、区としてもきちんと地域の方と対応していきたいと考えております。

○佐々木まさひこ委員長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決です。

○長沢興祐委員 可決です。

○山中ちえ子委員 可決です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするにと御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○建築室長 第50号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年4月より、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が施行されるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要に3点ございますが、1点目は、500平米以下の建築物について、省エネ基準への適合に伴い、審査検査項目が追加されましたので、手数料を増額改正いたします。

2点目は、全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられますので、手数料に新たな区分を

設け、更に判定が比較的容易な使用基準に基づく審査手数料を新設いたします。

3点目は、低炭素建築物の認定区分が住戸の戸数から床面積に改められましたので、労務単価の上昇を反映した手数料に改めるものであります。

改正額につきましては、都内の各行政庁で共通であり、75ページから219ページに新旧対照表を記載しております。

施行年月日は、令和7年4月1日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑ありますか。

○山中ちえ子委員 脱炭素社会を目指すため、エネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正であり、我が党も賛成しているものです。効果は期待したいと思えますけれども、この四つの手数料の大幅な値上げについて、少し質問いたします。

今回の手数料条例の改正は、合わせてどのぐらいの負担増になるのでしょうか。それがまたどのぐらい住居や事業者への負担の影響があるのでしょうか。

○建築室長 こちらの資料の表にもございますが、

(1) 番の確認申請の関係につきましては、おおむね3割程度の上昇となっております。(3) 番の低炭素の方につきましても、1割から2割程度かなという状況でございます。

○山中ちえ子委員 この100平米の一戸建て住宅に関わるところでは、大幅に新設二つと改定の二つを合わせて四つの値上げだと。二つの新設で1万5000円の負担増、加えて、建築確認申請も3,600円の値上げ、低炭素建築物確認手数料も1,100円の値上げで、合計で1万5,247円の大幅値上げです。

こういった値上げの1点について、ここについては、税優遇にも配慮するということもあると思えますけれども、どのような配慮がありますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○建築室長 認定等を得た建物につきましては、税の優遇ですとかローンの金利の優遇といったような内容、メニューが整備されているとでございます。

○佐々木まさひこ委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

次に、各派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決です。

○長沢興祐委員 可決です。

○山中ちえ子委員 これは、法律改正については賛成していますけれども、この大幅な手数料値上げには、この1点で反対せざるを得ないという状況です。反対の態度です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐々木まさひこ委員長 挙手多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案 足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○道路公園整備室長 第51号議案でございます。

足立区立公園等に関わる移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

昨年6月21日に高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行が一部改正になりました。これに伴い、それを準拠しております足立区公園等に関わる移動円滑化のための必要な特

定公園設置に関する基準を定める条例に条ずれが生じたので、本条例の一部を改正するものがございます。

別紙の方に改正された部分が載せております。

私からは以上でございます。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 可決です。

○長沢興祐委員 可決です。

○山中ちえ子委員 可決です。

○へんみ圭二委員 可決です。

○高橋まゆみ委員 可決です。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案 足立区景観条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○都市建設部長 引き続きよろしくお願いいたします。

資料222ページでございます。第52号議案でございます。

件名、所管、部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、建築基準法が改正されまして、建築物建築確認申請の対象となる建築物の規定が見直されました。この関係によりまして、当該条例につきまして、規定の整備をさせていただきますのでございます。

2番の改正概要でございますが3点ございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

建築基準法上から6条1項1号から4号までというところが改正されまして、こちらを各号に改めさせていただくこと。2点目ですが、景観法で引用しております法8条の2項3号をこちら2号に改めるもの。合わせて文言の整理でございますが、かぎ括弧で付いていました土地所有者等については、かぎ括弧を抜かすという改正内容。主に3点でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

- 佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

- 太田せいいち委員 可決です。
- 長沢興祐委員 可決です。
- 山中ちえ子委員 可決です。
- へんみ圭二委員 可決です。
- 高橋まゆみ委員 可決です。
- 佐々木まさひこ委員長 これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退場]

————— ◇ —————

- 佐々木まさひこ委員長 次に、陳情の審査に移ります。

(1) 5受理番号10 花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。また、報告事項

(9) 花畑川環境整備事業の取組状況について、本陳情と関連しておりますので、併せて報告を受けます。

- 道路公園整備室長 それでは、建設委員会報告資料の25ページを御覧ください。

花畑川環境整備事業の取組状況についてでございます。

その2区間、現在行われているその1区間以降の工事に関しての説明会を行いました。それによって、今年度3月24日から各周辺の方々にこういうのをやりますというチラシをお配りする予定でございます。

更に、項番2でございますが、その1区間の散策路工事に伴う寄附制度の周知についても行ってまいります。

こちらは、32ページの方に河津桜の方を寄附をいただきたいということで、チラシをつくっておりますので、そちらの方を周辺に配りたいというところでございます。

項番3、花畑川を考える会の開催結果でございます。3月3日に佐野学習センターの方で、第8回花畑川を考える会の方をやらせていただきました。主な御意見は、27ページの方に書かれております。

項番4ですが、今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

別紙1から別紙2まで、このような状況で今進んでいる状況でございます。

私からは以上でございます。

- 佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑はありますか。

- 山中ちえ子委員 12月の説明会があったわけですが、その意見が1月の議会に報告されているのですが、実際に参加していらっしゃった方の意見が報告になかったということで、その部分のちょっと質問いたします。

中居堀や葛西用水など公共施設とか公共の配管

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

などがありますけれども、こういったものの工事に当たって、どのように考えているかといったところでは、大切に葛西用水とか中居堀とかありますけれども、その辺の方針について、もう1回ちょっと確認しておきたいと思います。

○道路整備課長 花畑川の工事に伴いまして、一部水を抜きながら工事をしておりますけれども、中居堀や葛西用水は、花畑川から取水しているので、そちらに影響ないように工事をしていきますというような話をさせていただいている次第です。

今話したとおり、今後も工事の場所は変わってきますけれども、そうした用水に影響ないように進めていきたいというふうに考えています。

○山中ちえ子委員 影響ないというのは、どういうことでしょうか。

○道路整備課長 花畑川から水を取って、中居堀や葛西用水の水量を確保しているのですけれども、取水する場所を工事する際は、どうしてもその水をなくなったりするのですけれども、その葛西用水や中居堀に取水はできるように別途方法は考えながらやっていくということで、流れが確保されるように工事をしていきたいというような意味でございます。

○山中ちえ子委員 かなりここは、江戸川区や葛飾区にも通じる歴史的なものなので、やはり大切にしなければいけないと。以前青井小学校付近の辰井堀を五平橋架け替えのときに潰してしまったという経験もありました。なので、やはり塞ぐというよりしっかり生かしていくといったことでやってほしいと思うのです。

そして、この陳情の趣旨にもある花畑川の歴史的価値を生かす願いやそれだけにかかわらずその周りの崖側も含めて、そういった願いが出ています。

花畑川付近の水路にかかわらず、区内に多くの各水路がありますが、これも歴史的建造物だと思います。こういったものを大切にしていくといったところでは、今もそういう方針になっているの

かということをちょっと確認したいと思います。

○道路整備課長 まず辰井堀の話があったのですが、辰井堀は潰すわけではございません。循環施設がどうしてもなくなるということですが、水の流れは残せる場所では残すということで、この建設委員会でも報告させてもらっております。すみませんがそこに関しては、ちょっと訂正させていただければと思います。

残りのなるべくそういった歴史的な機能を残していくという点に関しましては、まだ具体的に考え方が固まっているわけではないのですが、そのあたりを鑑みまして、地域の皆様と意見交換しながら対応を検討していきたいと思っております。

○山中ちえ子委員 東綾瀬住区センター付近にも通っている八か村落としては景色もよくて、このような風景が区内にも広がってほしいなと思いますけれども、こういった全体をしっかりと見据えた花畑川整備ということでやってほしいと思うのです。

それで、こういった歴史的な建造物でもあり、区内全域に張り巡らされている水路なのですけれども、やはり災害時にも活用するということでは、生活水や水道水にもなるということで、30年前ぐらいは、区内のそういった状況が新聞に報道されるようなこともあったのです。そういった区内にある農業用水路が農家の減少や下水道の整備などで、ほとんど利用されなくなったというようなところもあって、それをでも生かしていくのだということで、足立区はしっかり取り組んでいるのですということで、三十数年前ですけれども言っているのです。なので、こういった花畑川の整備に関わって、各水路を生かしていく、潰さないで生かしていくって、花畑川環境整備にも資するようなことを考えてほしいし、それとともに、各足立区内にある水路をやはり大切に、災害時も使えるような生活水や水道水に使えると。断水になっ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たときにこういったところからしっかり取水できたり、火災の延焼、火災を止めていく役割にも資するところでは、しっかり三十数年前の方針ではあるものの、今もしっかりその方針に立ち返ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○道路公園整備室長 山中委員おっしゃるとおりまだ水路が残っているところがございますが、もう相当老朽化をしていて、道路の下に★★が残っている部分もございます。特にここに花畑川に関する中居堀に関しては、花畑川から取水をして、圧送をして、しょうぶ沼公園の水施設の方に流している状況ですが、ところどころで水が漏れているところを確認しております。これについて、どのようにするか。そのほかの水路に関しては、申し上げにくいのですが、八潮市の陥没のこともございますので、老朽化したというものの下に空洞化がある、最たるものが水路とか導水管とかそういうものがございます。その辺も、今回の事例がございますので、一度立ち返って、30年前のままでは、とても生かしていけないだろうというところで、これからその計画を見直すことを考えておりますので、その状況に併せて、整備の方を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山中ちえ子委員 今、八潮市の陥没事故のことも言われましたけれども、やはり老朽化をしている管、水路というところが国ではチェックする対象として含まれていなかったところがあのように陥没事故になったわけであって、やはり老朽化をチェックするその対象をもっとレベルを上げていくということも求めていくことも一つですし、それに水路の老朽化、漏れが幾つかあることも確認できているということであればやはり早急に台風の時期に間に合うぐらいに、そこはしっかりとケアするということが必要ですが、やはり生かしていくということにつなげていく立場に立ってほしいというふうに思います。

それで、八潮市ということで今出ましたけれど

も、崖側について、この陳情では、崖側も含めた環境整備をということで、陳情の趣旨になっておりますので、お聞きします。

崖側についての情報連絡が各地域の議員にありましたけれども、建設委員にはしっかりと説明しているのでしょうか。

○都市建設課長 東京都の方で、崖側の護岸の耐震補強の工事をやるというところで、今現在まだ地域の町会長にそういうのをやりたいのだけれどもというような御相談レベルというところで、東京都から聞いております。今後より具体的な計画等が私どもの方に伝わりましたら、改めて議会の方にも御報告させていただきたいと考えております。

○山中ちえ子委員 この2kmちょっとの崖側ですけれども、地盤改良が必要だと。地盤改良工事をやっていくというものでした。そして、足立区側の護岸の方もその範囲に入っているということです。そして、この水門についても、ここがどうしていくかといったところが割と大きな注目している点なのですけれども、その辺も入っていました。数十年前そういう話があったときに、その橋がとても近隣の人たちに親しみがある橋であって、その橋をなくしていくということを、それに伴って考えているということに対しては、近隣の方々から割とそれはしないでくれと言った願いが出されていたと思うのですけれども、今回は、その辺はどうなのでしょう。

○都市建設課長 東京都から今、地元・周辺の町会長の方に一応御説明をさせた際は、そこの水門の直近の町会は、ちょっと反対の方の御意見をいただいているということでございますけれども、八潮市及びあとその周辺ほかの部分の町会の方は、特に御意見をいただいていないというふうに聞いております。

○山中ちえ子委員 計画高がやはり氾濫しやすいというところでは注目して、そうではない形にしていこうということが大切だと思いますし、八潮市と

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の連携で橋を生かした地盤改良工事にもしっかりとやっていく。そのためには、やはり近隣への説明と地域の議員だけでの説明ではならないと思うのですけれども、もっと早めに事前に議論ができるようにしてほしいのですけれども、どうでしょうか。

○都市建設課長 今東京都の方では、測量とか地質調査をしているというふう聞いております。

今後、基本設計、詳細設計等をやっていく中で、より具体的な計画、また、工期、構造等分かってくると思いますので、そういうのを地元の方に丁寧に説明をさせていただくとともに、議会の方にも改めてしっかりと報告させていただきたいと考えております。

○山中ちえ子委員 それが決まってからでは遅いと思うのですね。その前からきちんと東京都にも、こういった形で足立も住民の思いを受け止めて、こういう形でやりたいのだという区の姿勢をきちんと東京都に示していくということも、早め早めに必要だと思いますので、その前提である地域住民や議会全体への早めの説明等議論を保障してほしいと思います。

続けて、都道109号線、神明南区間が花畑川に架かる予定ですが、どのような方針ですか。この陳情にも載っています。

○道路整備課長 109号線、まだ東京都と協議している段階ですが、現段階では、雪見橋のような構造でやりたいということで伺っておりまして、先日、花畑川を考える会でもそれをお示しして、御意見をいただいたようなところでございます。

○山中ちえ子委員 通常川に架ける橋というのは、基本こういう原則という前提があると思うのですが、何kmに一つずつあるべきだというふうにされていますか。

○道路整備課長 川によって異なると思うのですが、厳密に何kmというのはないと思うのですが、この

109号線に関しましては、都市計画されておりましたので、以前から必要な橋といえますか道路という位置付けだと思います。

○都市建設部長 一般的な都市計画の話からさせていただきますと、いわゆる補助線街路と呼ばれている例えば六町加平橋に架かっている補助258号線、あの程度の幅員15、16mの道路ですとおおむね1kmメッシュで道路が入りますので、そう考えますとおおよそ橋は1kmごとに架かることになろうかと思えます。

○山中ちえ子委員 1kmごとということであればこの花畑川については、1km以内に幾つ橋があるという感じでしょうか。

○道路整備課長 花畑川1.4kmありまして、現状で両端にもあるのであれですが、現状で5個。今後できる109号線で六つ目という形になります。

○山中ちえ子委員 やはりこの陳情の趣旨でもあります大きな橋一つ架ける、道路ができるということは、多大な影響があると思います。ですので、この隣の雪見橋との合同で考えたりとか、やはりこの109号線とともに花畑川的环境整備というのを考えていかないといけないのではないかと思うのです。そういう点では、今回いろいろ出されています中身は、それに伴っているのかなど。まだまだ先だということを言われてしまえばそれまでですが、どうでしょうか。

○道路公園整備室長 山中委員おっしゃることはもっともだと思います。東京都の方に地元の方々とそういう意見交換をしながら進めてほしいという要請を今後してまいります。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑は。

○山中ちえ子委員 そのようにお願いします。

今回報告のありました桜並木を早め早めにつくっていくと。令和8年の春頃にとのことなのですけれども、今回その1工事の区間は、この250mの区間だけではないと思うのですけれども、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なぜそこも一緒になって終わったときに、通水という形にしないのか。新たな仮締切りを設けて、令和8年の春にここだけの部分を間に合わせようとするのか。幾ら早くに桜並木を経験したいといった思いがやはり地元から強いとはいうものの、その全体的なことを考え、あと予算的なことも考えて、その1工事のそもそもの区間でしっかりと見ていく。そして、通水や桜並木の経験なんかもやっていくべきなのではないかなと思うのですけれども。これは、どのぐらいの予算の違いがあるのか。その1区間でしっかり終わった後にやると。富士見橋の架け替え工事はやった、それを待たないまでも早急にやるといった形で、通水をする新たな仮締切りを設けないような形でやるのとやはりちょっと予算も変わってくると思うのですけれども、その辺の経済的な足立区への影響ということでは、どのように考えているのですか。

○道路整備課長 まず、なぜ先にオープンするかということですが、山中委員御発言のとおりその1区間を全部できるまで待って、オープンさせるということにしますと、やはり一部できたところを先に利用できる状況にあるのに利用していただけない状況があと2年ぐらい続いてしまいますので、こちら陳情でも早期整備というのが出ておまして、採択されているわけですから、なるべく早くできたところは使っていただきたいという思想で、今回250mだけでも先に使っていただく。その後必ず富士見歩道橋の架け替えが出てきますので、その架け替えのステップで、またできるところは次にオープンさせるという効果早期発現という意味で今回分けております。

御質問のどのぐらい早期発現させるために予算の差があるのかということに関しましては、詳細にはちょっと出していないのですけれども、やはり今ある仮締切りを取って、もう1回少し移動させて設置するという部分の予算が増えてくると思いますので、恐らく数千万円とかそのぐらいの

差は出てきてしまうということはあると思います。

○佐々木まさひこ委員長 よろしいですか。

○へんみ圭二委員 都の★★行われていた★★でも六町の遊歩道が暗くてという話があって、私もその話少ししましたが、当然今回できる、ここはあのような暗いことというのは、ないようにしていただきたいとか、その辺りどうなっているのかと、併せて、やはり六町のアそこが何であるように暗い状況なのかは、もう少し教えていただけますか。

○道路整備課長 前段の部分の花畑川については、しっかり基準に応じた小街路灯を付けて、基準に応じた照度を確保していく計画になっております。

○事業調整担当課長 綾瀬川の六町の緩傾斜堤防につきましては、道路には照明が付いておりますけれども、河川内には原則付けないというのがこれまでの6件の設計の考え方でございます。

○へんみ圭二委員 分かりました。

桜の植樹に寄附をということで、私も自主財源を確保して頑張っていくべきだということは事あるごとに申し上げてきましたから大変すばらしい取組だと思います。桜の植樹に予算としては、全体で幾ら掛かって、それで寄附で幾らぐらいが賄えるかという計算になるのでしょうか。

○道路整備課長 すみません。桜の植樹の寄附の今幾らぐらい掛かるかというのは、ちょっと詳細手元にはないのですけれども、たしか300万円弱ぐらいだったと思います。それで、幾らその寄附が集まるのかというのも、寄附はそれもまだ具体的な見通しはないのですが、前回綾瀬川緑地の際に大体同じぐらいの規模、38本ぐらいの寄附を募って300万円ちょっと集まった経験があるということですので、ちょっとその辺りを目指したいなというふうには思っているところです。

○へんみ圭二委員 29本で300万ですか。大体1本10万円ぐらいという計算ですか。その多くを寄附で賄うということで、すばらしいなと思いますから、今後例えば六町の公園整備でも桜をと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いう話がありますから、そこでも同じように寄附を求めるといったことはやっていただきたいなと思います。

それからほかの自治体に行きますと例えば遊歩道などに置いてあるベンチも寄附を募って、その寄附者の名前とメッセージが入っていたりということがありますから、今回ここでも恐らくベンチは設置されると思いますから、そのベンチなどにも寄附を募るといったことについては、いかがなのでしょうか。

○道路整備課長 今回寄附を募るやり方の中で、つくるものを直接その寄附者と一対一の関係にしてしまうと今後のなかなか維持管理の問題ですとか、どうしてもどこかさなくてはいけないときにいろいろ影響があるので、全体に対して御寄附していただいとというのがいいのではないかとということをやらせていただきました。

ただ、ちょっと今回ベンチについては、その辺に入っておりませんでしたので、今後その整備の中では、そういった御意見も踏まえながら、どういった対応ができるかを検討していければと思います。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑は。

○長沢興祐委員 まず、いろいろな議論の中で、ちょっと間違った情報とかで走られて、今後の議論が間違ってしまったらよくないと思うのですが、さっき、都市建設部長が説明した都市計画道路が走った中では、1 kmメッシュの中に1本という話で、川の用途によって様々だと思うので、これが例えばさっきの議論がそのまま進んでしまうと月見橋、雪見橋、富士見橋、桜木橋、花見橋こういったものを1本にしろという話が[「そんなこと言っていない」の発言あり]進むのですけれども、だけれども、その点をしっかりと議論は訂正もしていただきたいと思えますし、そのような回答でよろしいですか。

○都市建設部長 都市計画の観点からというふうに

御説明申し上げましたが、花畑川の橋につきましては、いわゆる生活に密着した橋ということでもありますので、それを今後の例えば109号線の橋を整備したからほかの橋は廃止するとか、そういう議論にはならないかと思えます。

○長沢興祐委員 ちょっと地域の人たちが今の話だけを聞いてしまうと誤解をされてしまうのかなというので質問をしました。

あともう一つ、災害のときに火災を前提での話がさっき議論ありましたけれども、用水路の水を使っていいか。また、これは使えるのかというのを、使えるのか、使うのかという話があると思えますけれども、その点はいかがですか。

○都市建設部長 基本的に火災に対する水ですけれども、原則は、いわゆる防火水槽、あとは消火栓ということになるかと思えます。副次的に用水路ということは考えられると思うのですが、先ほど道路公園整備室長が御答弁申したとおり、現状では、足立区も新しく農業をほとんどやっておりますので、そういった農業用水の活用も実際できませんし、そういう意味では、別な観点から都市の防災は考えていくべきだと思っております。

○道路公園整備室長 長沢委員おっしゃられたことが、実は、この間の花畑川を考える会で消防団の方がいらっやいまして、葛西用水から水を取って、消防の訓練に使おうと思ったら吸い上げられなかったという状況でございます。そういうこともございますので、今回の整備の中で、花畑川にポンプを入れれば水が吸えるようなそんな装置も考えていかなければいけないかというところですよ。

要するに葛西用水も中居堀も親水も全部花畑川が水を取っておりますので、唯一河川から水を取上げられるのは花畑川のみなのです。中川から直接取れませんので、そういう面では、そういうことも考えていかななくてはいけないということで、今後の整備に入れていければいいというふうに考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長沢興祐委員 川によって仕様が違うので、そういったことも是非理解をした上で、我々も議論を深めていけないといけないと思いますので、是非次の資料に対しては、そういったことも入れていただいた上で、この議論を深めていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○都市建設部長 陳情の審査に必要なものにつきましては、順次資料に反映させていきたいと思えます。

○佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。
次に、各会派からの意見を求めます。

○太田せいいち委員 本日も様々報告等はいただきましたが、特に桜の名所づくり等、目に見える形で整備が進んできていることを大変うれしく思っております。

今後も花畑川環境整備事業がしっかりと進捗して、効果等も見極めていく必要があると思えますので、継続をお願いいたします。

○長沢興祐委員 同様の意見で継続です。

○山中ちえ子委員 先ほど橋を全部なくしてしまうような議論を言っているという話をしていたのですが、全く違ふと。新しい道路を建設する花畑川を★★ものが予定されているのであれば、早くから住民にきちんと周知もして、住民からの意見を吸い上げ、やはり適した雪見橋に合併してつくのか、それとも新たに道路をつくるのかといったところは議論が必要だというふうに言っただけでは、それを何か間違った議論というふうに言われる筋合いはないかなと思うのです。

それで、そういったことも早々から区がしっかりとさっきの崖側のことではないのですけれども、崖側も地盤改良工事が必要だと東京都からあるのに、建設委員会の委員には説明がなかったというところも含めまして、やはり川に囲まれた足立区、そして、花畑川に関わる環境整備の陳情ですから、いろいろな議論をやはりしていかなければいけないということで、私も質疑をしております。

水路の防災時の活用にしても能登半島の火事の際には使おうとしていた用水路からの取水ができなかったこともあったではないですか。ですので、そういったことも含めて、地盤が緩い足立区で地盤改良工事をやりながらの花畑川環境整備でもあり、いろいろな形での災害の影響を最小限に止めるといったところの観点と、やはり新しくできる道路や周りの水路などもきちんと生かす形での環境整備にしていくということの陳情ですので、大きく議論していくということでの提起でしたので、私は問題ないと思えます。それについては、また資料を要望しておりましたが、私もやはり資料が少ないと思えます。是非継続審議で深めていきたいと思えます。

○へんみ圭二委員 継続です。

○高橋まゆみ委員 今回寄附とかそういった形、ベンチもとてもいいと思えますし、そのことによって、区民の方たちが一緒につくり上げていくということもすごくいいと思えます。防災のこともすごくいいと思うので、取りあえずもう少しお話をしたいと思うので、継続をお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたします。

本件は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定をいたしました。

次に、5受理番号47 花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移転実現のために、是正命令や工事への指導等を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。また、報告事項(10)花畑二丁目生コン工場への対応状況についてが本陳情と関連しておりますので、併せて報告を受けます。

○建築室長 報告資料の33ページをお願いいたし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ます。

花畑二丁目生コン工場への対応状況についてでございます。

1番でございますけれども、本年1月17日の午後に開発指導課が現地調査を実施いたしました。交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認しております。生コン車の通行や西側区道の児童・生徒の通行人数、それから交通誘導員の配置の状況等につきましては、表の中に記載のとおりでございます。

34ページでございますが、(2)番工場周辺の騒音測定ということで、同日1月17日、生活環境保全課が騒音測定を実施しております。結果につきましては、表に取りまとめてございます。

2番、工場に対する違反指導でございますが、本年2月5日付で、工場に対しまして、是正指導文を通知しております。是正計画の作成状況につきましては、この3月末日までに提出することとそれから是正計画につきましては、本年の10月末日までに提出すること。それから騒音・振動等の対策、交通安全対策を徹底していただきまして、これまで以上に配慮していただきたいということで指導を行ってございます。

説明は以上でございます。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○太田せいいち委員 これまで様々議論してきた案件でございますが、まず、これまで説明いただいた地域住民への影響としては、騒音・振動それから交通安全の話が多かったかと思えます。今日はもう1点、そこに加えて、粉じんについて確認をさせていただきたいというふうに思います。

地域の方から粉じんについても困っているという声が上がっているということなのですが、区の現状認識はいかがでしょうか。

○開発指導課長 粉じんの話ですが、多分、場内のセメントとか砂の話かなというふうには思ってお

ります。一応、相手に対しては、指導として、水まきとかそういうのを奨励しろと必ずやれということではお願いしているところでございます。

○太田せいいち委員 この辺の影響ももし計測できれば計測した方がいいかなと思うのですが、計測方法とかというのはあるのでしょうか。

○生活環境保全課長 この粉じん対策につきましては、まず環境基準自体がないので、この対策というのは非常に難しいのですが、過去においては、粉じんに対する苦情と申しますか、御相談を受けて、うちの職員が現場に行き、その内容を確認すると。このような形で対策を取ってまいりました。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。そういう具体的な計測方法とかなければ、住民の方にヒアリングするなどして、まずは、現状よく把握していただく必要があるかなというふうに思います。そして、対策として、先ほど水まきということでお話がありましたが、水まきについても区から具体的に依頼をしているような経緯はあるのでしょうか。

○開発指導課長 文書ではないのですが、工場長あるいは社長、そういった者に対して、直接口頭では言っております。

○太田せいいち委員 それもしっかり効果を見極めるという必要あると思いますので、今回見極めつつ必要であればその依頼の頻度を増やすとか、対応しっかりしていただきたいというふうに思います。また、水まき以外に粉じんの対策として考えられるものがあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○開発指導課長 粉じんということなので、風が巻いてくるとかという話もございまして、ちょっとこちらでは、どこまでできるかなのですが、壁をつくるとか、そういったものがあるのかというふうには考えたことあるのですが、ただそれをやると建築的には増築という扱いになってしまう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と。何かそれを認めたことになってしまうのもあって、それは、今どうかというのはちょっと考えているところでございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。壁についても今お話ありましたけれども、難しいという点もあるようですので、まずは、その水まきを徹底することで、しっかり効果を見極めていく中で、次のステップとして、そういったところも含めて検討する必要があるのかどうなのか。そこは今後の対応として検討していただければというふうに思います。

続きまして、10月に是正計画は出る、それに向けて、3月に状況報告をいただくということで今後の話を聞いておりますが、なかなかこの是正計画、土地の取得ですとか資金の手当て等も必要で、必ずしも楽観視できるものでもないのかという懸念を持っています。

まず、作成状況を確認するところなのですが、その中身ですね。いわゆる10月の見通しぐらいまで聞けるのかどうなのか。作成状況の確認というのは、どの程度のことを考えているのか。教えていただけますでしょうか。

○開発指導課長 今回の報告にも上げさせていただきました。今、文書を相手に投げかけております。

一応、今3月ということもございましたので、再度呼び出して、状況を確認したいということで今動いております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。しっかりその状況を確認することが大事かと思いますが、区としても10月にどういう回答が出てくるのか、その回答に応じて、そのシナリオに応じて、対策を取っていくということが必要かというふうに思います。もちろんすっきりと移転が決まるということになればベストですけれども、万が一そうでない回答が来たときに、どういう対応を取るのかということですね。ここは、交渉事にも関わるので、今、区の見解を求めてもなかなか回答

するのは難しいところにはなるかというふうに思うのですが、その辺は、しっかり区が考えているということが住民の方の安心につながるというふうに思いますので、その辺は、事前策しっかり考えていただいているのか、どうなのか。ちょっとこの場で回答いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○開発指導課長 太田委員おっしゃるとおり、今どうこうとなかなか言えない部分あるのですが、相手には、もうしつこく今、是正計画の話、今月中にはその状況、土地の話、あるいは資金の話とかも再度聞いていきたいというのは考えております。

その後というと、今私の中では、ちょっと考えたくないのですが、次の方法を考えなくてはいけないというのはちょっと頭にはあります。

○太田せいいち委員 しっかり住民の方の安心につながるように長年苦勞して困っていらっしゃる方たくさんいらっしゃいますので、しっかりその次善策も練っているということが安心につながると思いますので、その辺しっかり対応していただきたいと思います。要望です。

○山中ちえ子委員 先ほど3月と6月に撤退計画を出していただく期限を10月を見据えて、3月と6月に確認していくということですが、ここで、しっかりと先ほど出ました土地確保のことだったりとか、その期限だったりをきちんと設けるということをお願いしたいと思います。そういう準備はありますか。

○開発指導課長 以前からずっとしつこく相手には言っているところでございます。

今回も社長をちょっと今呼び出そうと思っております。直接通知はもう出しているのですが、話を聞いていきたいというふうには考えております。

○山中ちえ子委員 通知を出しているということは、今回のこの行政指導文書の中ですか。

○開発指導課長 こちらで今報告書に上げておりますところで、同様な通知を出しているということ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

でございます。

- 山中ちえ子委員 この通知なのですけれども、指導文書の効果、行政手続においては、いろいろな種類があるというふうに認識しています。助言、指導、勧告とありますけれども、この指導だ、助言よりも少し強めというような効果という認識ですか。
- 開発指導課長 命令とか勧告とはちょっと違うのですが、行政指導、指導という形での通知を出させていただいております。
- 山中ちえ子委員 やはり★★では勧告を出しているのですね。それで、こういった違反に対する是正が進んだということがあるのです。やはり勧告といったところを視野に入れてやるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。
- 開発指導課長 今回相手がどこまで出してくるかというのもございますが、その先、勧告あるいは命令という話は、視野に入れていかないといけないというのは、考えているところでございます。
- 山中ちえ子委員 相手がどこまで出てくるかというのは、それはどういうことですか。3月、6月のことですか。
- 開発指導課長 3月、6月については、経過状況というふうに思っているのですが、10月の時点でどういった形になるか。その前にいろいろ情報が得られれば相手から取りたいとは思っております。
- 山中ちえ子委員 そういう消極的な態度では駄目ですよ。もっと積極的にやらないといけないのではないですか。
- 開発指導課長 今相手方に10月という話もしておりますので、一応それは待っていきたいとは思っております。その前に一応3月、6月ということで、通知文を出させていただいているという状況です。
- 山中ちえ子委員 せめて移転に向けての具体的な土地確保などの期間だったり、その場所ですよね。それを早期に含める形で、きちんと出せというこ

とで準備していかなくてはいけないと思うのですね。その辺はどうか。八潮というふうに言っておりましたが、どうですか。

- 開発指導課長 相手には言っていきますが、今言った八潮というのは、私も相手の土地持っている部分確認しているのですが、実際はちょっと狭い感じもありますので、それ以外のところを探せないかという話も含めて、相手に投げ掛けているところでございます。
- 山中ちえ子委員 投げ掛けているとかということではなくて、しっかりとそれに盛り込む内容を、これとこれとこれは必ずと言ったところをそれを出すに当たって、どのぐらいの猶予期間が欲しいとか、そういうこともきちんとおっしゃっていただくということも確認していくと。それは当たり前なのではないですか。
- 建築室長 議会からの御意見も踏まえまして、的確に相手方にしっかりと区として言うべきことを言って、指導してまいりたいと考えております。
- 佐々木まさひこ委員長 他に質疑ありますか。
- 高橋まゆみ委員 私もその7日のことで一言。
この一、二年の話で話が進んできたわけではないと思うのですね。陳情者の方のいただいたものの中には、24年間もずっと苦労されてきた方たちがバックにいるということを考えると、この3月、6月というところを、まずは3月が行政指導を出すというのを言うておく。その次に6月に勧告にしますよというふうに少し脅しではないですけども、強い態度を取らないとこれまた延ばし延ばしになるかと思うのですが、どうですか。
- 開発指導課長 高橋委員おっしゃるとおり、延ばし延ばしというのは一番避けたいと思っております。ただ、行政、1回10月と言ったのもあるので、そこはちょっと3月、6月では、今まで通知と言っていたのを少し強めの形では言っていないと相手が動かないと思っておりますので、その辺は強めに言っていきたいと思っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○高橋まゆみ委員　こちらが本当に強い態度を見せなければ本当に向こう側は甘く見ていると思うのですね。なので、そこはひるまずにやっていただきたいと思います。

以上です。

○副区長　今太田委員、それから山中委員、高橋委員の方から、区としてしっかりと対応するような態度でというお話がありました。非常に長い間の陳情で議論してきました。弁護士とも相談しながら、今の結果に至っているわけですけれども、このままずっとというわけにはいかないと区の方も考えておりますので、まずは、10月にしっかりと是正計画を出させる。これはしっかりとやっていきます。その上で、区として、やはり判断すべきことについては、ちょっと弁護士とも相談しながら次の予定を考えていきたいと思っております。

○へんみ圭二委員　1点だけ。子どもたちの安全対策なのですが、今回の報告だと午後1時から午後4時の調査になっていますが、これは、当然朝も車の通行はあるわけで、そのときもこれは交通誘導員の方がしっかりと付いて、子どもたちが事故に遭わないようにという対策は取っているということですか。

○開発指導課長　今回今まで朝の登校時間帯を見て調査させていただきました。以前にもお昼の時間、下校時間ですか、そういった話がありましたので、今回、下校時間をちょっと見て調査させていただいております。当然朝の方も時間見てやっていきたいと思っておりますので、その辺は、相手の誘導員とかの確認はしております。

○へんみ圭二委員　今までも学校と連携をして対応を取っているという話があったのですが、それは学校とどのような連携を取っているのでしょうか。

○開発指導課長　基本的には、今近くに公園もあるということで、通学路の話とか、あるいは工場のトラックの話、そういったもので、特に今回4月

新入生徒が来た場合とか交通安全とかそういったときには、学校の方から生徒に言ってもらうように教育委員会の方に話させていただいております。

○へんみ圭二委員　基本的には、学校から生徒に「この近くは通らないように。公園通ってね。」ということを行っているのだと思うのですが、やはりそういった子どもたちに行動制限しなくてはいけないというのは、子どもたちもかわいそうだなと思いますし、ただ、とはいえ絶対に子どもたちが事故に起きないように体制というのは、学校と更に連携をして、対応していただきたいと思っておりますので、その点についてはしっかりお願いしたいと思っております。

以上です。

○長沢興祐委員　幾つか質問出ましたけれども、まず、再度になってしまいますけれども、私からも洗濯物が干せないような粉じんが周りに飛んでいるというふうな住民からの声があります。まず、そもそも粉じんが飛んで、環境を汚染しているという状況であれば、この建築物どうこうではなく、建築物ということも問題ですけれども、環境として、やはり区が指導をしっかり入れないといけないと思っております。そういった意味でももう一度その点はしっかりやっていただきたいと思っております。

今、様々委員から質問が出ていましたけれども、騒音の中で、朝の3時、4時とかそういった時間に大きなドンという音がするという話も住民の方から聞きました。そういったお話というのは、区の方には来ていますか。

○生活環境保全課長　日常の工場が稼働しているときの騒音の話というのは、過去には苦情という形でいただきましたが、深夜帯において、異常音というのですか、こういったところは、ちょっと我々の方には、苦情としてはまだ来ていないような状況でございます。

○長沢興祐委員　そういうふうに営業時間中の話は来ているのだろうと思ったのですが、そう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ではない時間もあるということです。そういった話も今回のこの質問を通して、その事業者に対して、その時間帯、実際どういったことをやっているのか、そういった騒音の苦情が出ているということについてもしっかりと指導していく必要があると思いますが、いかがですか。

- 建築室長 今度、社長に来庁を求めますので、その段階でしっかりと確認をして、指導してまいりたいと思います。
- 佐々木まさひこ委員長 では、質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

- 太田せいいち委員 先ほども質問させていただきましたが、本年10月が一つ大きな節目になることは間違いないと思います。その対応状況等をしっかりと見極めていく必要があると思いますので、継続でお願いいたします。
- 長沢興祐委員 是正計画しっかりとしたものを。一方的に出てくるだけではなく指導をした上での是正計画をしっかりと提出していただいて、足立区として適切な対応を取っていただきたいと思えます。まだこれは、是正計画の内容もしっかり見ていかないといけないと思いますから、継続していきたいと思えます。
- 山中ちえ子委員 この受忍限度は超えているということは重いことなのです。指導で、決して許されるものではないということ、だから直ちに对应していかなくてはいけない。その中で、採択されたにもかかわらず、この工場が操業が続いているというのが問題であるわけですし、今回の計画にも厳しい態度で、3月、6月と言うのだったら具体的にこれをしっかりと踏まえた内容にするようにということをきちんとやっていくとか、そういったことが全然報告で出てこないの、本当に不信感だらけです。なので、しっかりとやってほしい。採択の態度です。
- へんみ圭二委員 継続です。

○高橋まゆみ委員 採択でお願いします。

○佐々木まさひこ委員長 それではこれより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐々木まさひこ委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定をいたしました。

次に、受理番号2 羽田新飛行ルート中止をするよう国へ意見書の提出を求める陳情を単独議題といたします。

本陳情は新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。

○都市建設部長 引き続きよろしくお願ひいたします。

陳情説明資料はじめ2ページ御覧いただけますでしょうか。

受理番号、件名等につきましては記載のとおりでございます。

陳情の要旨でございますが、現在、都心低空を飛行するルートを中止して、この声を届けてほしいという内容でございます。

内容及び経過に入らせていただきます。

まず、飛行経路の運用でございますが、こちらのちょうど東京オリンピック開催の年が2020年でしたので、ちょうど令和2年3月29日から現在の飛行ルートを開始しております。

概要効果でございますが、便数が増便になっております。

三つ目、飛行経路でございますが、飛行機というのは、基本的には向かい風に飛びますので、南風が吹いているときと北風が増えているときでルートが変わるものでございます。

3ページに移ります。

国の主な対策でございますが、1点目としては騒音対策、二つ目としては落下物の対策、3点目としては、羽田新経路の固定化回避に係る技術的

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

方策検討会ということで、直近では、昨年12月24日に開催しているところでございます。

3番目、区の影響でございますが、こちら4ページ目に騒音測定の経過について表組みをさせていただいておりますが、いずれにしても足立区内においては、騒音レベルは基準値を下回っている状況でございます。

項番4でございます。

新飛行経路の運用登録と区の対応でございますが、こちら区、東京都及び関係市区市と情報共有・意見交換を定期に実施しております。また、事故防止対策の徹底及び強化、また、新飛行経路の固定化回避に向けた検討を進めるよう申入れを行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありませんか。

○太田せいいち委員 すみませんお先に。

羽田新飛行ルートについての陳情ですが、そもそも国の空港インフラですとか、インバウンド事業等の国の施策の関係で検討が進められてきた案件だとは理解しておりますが、そもそもこの新飛行ルート導入に至る経緯は、今の説明の中にもありましたが、現時点でまずこの新飛行ルート、時間は制限されているという理解でいるのですが、その理解でよろしかったか確認をさせていただきたいと思っております。

○事業調整担当課長 現在の飛行ルートにつきましては、2ページ記載のとおり、各飛行ルートの運行の時間については記載のとおりでございます。一部制限されております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

説明の中でもありましたが、足立区における影響、一つは騒音、もう一つが落下物。この落下物に関しては、確認されていないということで報告をいただきました。

でも、この落下物については、将来的に利用便が増えれば、もしかしたら落ちるかもしれないという不安感も含めてということだというふうに理解をしております。

まず最初に、騒音についてですけれども、報告資料の中にもありました環境基準が57デシベル、実際に計測値としては40デシベルとかそれ以下の数字で計測されているのですけれども、これが数字で出るとなかなかどれぐらいの音なのかというのがイメージしづらいので、ちょっと調べさせていただきましたが、私がざっと調べた感じで、普通の会話が60デシベル、それからエアコンの室外機で50デシベル、図書館等の静かな環境で40デシベルだということで、調べたところ出てきました。そうしますと今回計測値で一番高い数値でも40デシベル程度ですので、生活する上ではそんなに支障の出るレベルの騒音ではないのかなという認識なのですが、その辺をまず区の認識を確認させていただければと思います。

○生活環境保全課長 基準57に大幅に下回っておりますので、区民生活などに影響を与えるレベルはないと認識をしております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。一方で、音の感じ方というのは人それぞれのところもございまして、測定値も必ずしも最大値を捉えられているとは思いませんので、その辺は、実際に飛行機の騒音に関する苦情は、現状どの程度来ているのでしょうか。

○生活環境保全課長 令和6年度での我々にとっての「区民の声」の方をちょっと確認させていただきました。結論としては2件、飛行機騒音が絶えなくて大変だという2件の「区民の声」での問合せがあったというのが6年度でございます。

○太田せいいち委員 そういう声があるということですので、その具体的な状況、場所ですとか時間帯等も含めて、必要に応じて計測するなど区の方でも状況把握を努めていただきたいというふうに

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

思うのですが、いかがでしょうか。

○生活環境保全課長 この度御報告したポイントが千寿桜堤中学校のこのポイントでレベルが低いという話でございますので、太田委員御指摘のとおり、こういう騒音の苦情、御相談の中にはポイント、ポイントといいますが、もっと地理的に違う場所で個人差もあるかもしれませんけれども、そういう苦情に至っていると考えておりますので、その相談内容に応じて、我々としての検査といいますが対応してまいりたいと考えております。

○太田せいいち委員 引き続きその辺はしっかりフォローしていただきたいというふうに思います。

もう一つの落下物についてです。現時点でないというだけだと区民の方の不安感の払拭になかなかつながらないかなと思いますので、ざっと調べたところ、新ルート、恐らく年間数万単位での離着陸が行われているかなというふうに思います。その中で、もし落下物がないということであれば、サンプルとしては十分あるかなというふうにある中でのゼロ件ですので、確率は低いというふうに言えるのではないかなというふうに思っているのですが、その辺区の見解としてはいかがでしょうか。

○事業調整担当課長 落下物、今のところ報告ないということでございますけれども、これは、あつては大変なことで重大事故になり得ますので、今後も数字がないとは言いながらも、防止の強化対策については申し入れてまいります。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。そこはしっかりお願いしたいというふうに思います。

その上で、将来不安というのもありますので、そこについては、御説明の中でもありました固定化回避の検討会、こちらが重要な取組になってくるかというふうに思います。こちら直近では昨年12月ですか行われたということですが、開催頻度としてはいかがでしょうか。

○事業調整担当課長 固定化回避の検討会につつま

しては、前回から約2年間開催について期間が空いたというふうに聞いております。

○太田せいいち委員 その辺の頻度がやはり十分でなかったところはあるかなというふうに思います。

私ももともとは品川区に住んでいた空港隣接区ですので、空港の話をよく聞いていたのですが、やはり品川区とかでもこの固定化回避の検討会、重要視しているというふうに聞いています。この辺は、足立区も歩調を合わせて、しっかり国にここをしっかりとした形で進めていくように要望すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○事業調整担当課長 足立区においても固定化回避の検討につきましては、区民の方の不安の解消につながると思っておりますので、引き続ききちんとやっていただくように国の方に申し入れてまいります。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑は。

○山中ちえ子委員 これには、落下物の対策のところでは、落下物が確認されていないというふうにありますけれども、やはり空港到着後の点検では、欠落部品があったということは590件も報告されているということなのですね。なので、必ず落ちると。それに加えて、氷片が気候変動の影響で落ちる可能性も出てきているということです。そういった危険についてやはり懸念していると。不安な思いがあるということで、本来海から入って海から出るのルート、本来のルートに戻してほしいというものなのです。そういった声がやはり大きくなったということで、こういった陳情が出たのだと思うのですね。

そういうことでは、この間2024年12月では、韓国の航空機の事故があったのは、鳥がエンジンに入り込んだということが原因だとかボーイング機の問題かといったことが議論されておりますけれども、179人亡くなられているのです。こういったことが東京都の生活圏で起きれば、史上空前の大惨事となるということもあります。そ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ういったことでは、重く受け止めていきたいと私たち議員一人一人のことだとも思いますけれども、その辺ではどうお考えでしょうか。

○都市建設部長 他の事故の事例、今御紹介いただきましたが、基本的には、航空事故ないのが当たり前だと思います。

一方で、新飛行ルートの話につきましては、当然、今従前は海から入り、海に飛び立つとありますけれども、当然、国の方もその辺は重々承知の上で、新ルートを設定していると思いますので、そういう意味では引き続き事故がないようなことを区として申し入れることが必要だと思います。

○山中ちえ子委員 本当に必要だと。ほかの区も、やはり全会派一致で、渋谷区議会は運用停止、新宿区議会は海上ルートの活用をやはり求めるということを採用して、国に意見書を上げているということ。そして、港区に関わっては、全会一致で国に説明会の開催を求めています。そういったことでは、固定化回避検討会を結論先送りにしないでということを書いていくということも先ほど必要だという話もありましたけれども、私もそう思っています。

足立区として、国に言っていったということでは、どういったものがありますか。こういった件、関わった中で。

○事業調整担当課長 直近では、令和5年12月に開催されました羽田空港の機能強化に関する都区関係市連絡会の幹事会に私出席させていただきまして、この席上で、部品欠落や落下物に対する危険については、対策の方の強化をお願いしたいということと固定化回避の検討については、住民の方の不安の解消につながる取組のため、引き続き検討してくださいということで、発言させていただきました。

○山中ちえ子委員 是非全会派で一致して、やはり動きを足立でもつくっていく必要があるのではないかと思います。

そういった点で、先ほども質問の答弁にありましたけれども、個人差があるということや地域によつての騒音の感じ方がどうやら違ふと。国が言われている場所での騒音調査しかしていないということでは、足立でどのような声があるのかと。声が上がったのは4件だというわけですが、何らかの調査をする必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○都市建設課長 この国の調査につきましては、確か6,000フィートという高さの基準がございまして、足立区内その高さになる前のところでの測定というふうに聞いております。それ以上高いところでは、一応基準外ということで、測定は必要ないという認識でございます。

○山中ちえ子委員 私は、そういった調査のことはなくて、そうではなくて、区民の思いとして、本当に5分間に三十何回とか飛んでいるのですよね。そういった中で、地域によっては、本当に何回も何回も騒音が繰り返されるということでも影響があると言っているのです。なので、その調査です。区民の騒音やそういったことに関わって、どういう思いでいるかといったそういう調査ですね。

○都市建設部長 先ほどの生活環境保全課長も答弁いたしました。そういうお声があったときには、どういった対策ができるかというのは考えていくべきですが、一度訂正はさせていただきたいのですが、あくまでも1時間にかなり本数が飛んでいるような御発言でしたが、あくまでも時間に30便や若しくは22便でございますが、その点は御理解いただきたいと思います。

○山中ちえ子委員 そうですね。例えば2024年5月7日では、15時から15時59分の中で3時間程度36便飛んでいるということだったりとかが出ているわけですね。やはり海から入って海から出るというようなルートの方がやはり多いですね。なので、本当に南風の日中の3時間程度

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

だったりというようなことを、本当に僅かと言ったらあれですけども、それをやはり回避していくということが必要だなと思うのですね。

そういった区民への影響、そして、足立区が6,000フィート以上だからということで、関係ないということではなくて、やはりそれによって、ほかの近隣区にとっても、大変な状況だと言ったところも延長線上にあるわけでありますので、しっかりと各会派が考えて、意見書を出すということでありますので、もっともっと議論していきたいと思えます。

- 佐々木まさひこ委員長 他に質疑はございますか。
- 長沢興祐委員 幾つか質問出ていましたけれども、私からも再度。今回は、高さをとか高度という話ではなくて、まず上空をという話です。飛行機に限らず、落下物が落ちたり、事故が起きてからではもう取り返しがつかないことになりますから、そもそも対策をしっかりと見直さないといけないと思っています。各事業者、広域の自治体もそういったことに対して、対策はしているかと思いますが、先ほど2年ぐらい前に開催をされて、それ以降していないということでありますから、これに対しては、足立区としても上空飛ばれているという状況もあるので、早急にそれを足立区から持ち出していくべきだと思いますが、いかがですか。
- 事業調整担当課長 固定化回避検討会につきましては、先ほど申し上げました幹事会において、いつ開催されるのだというようなことは、各区から質問がございましたけれども、なかなか専門的な検討時間を要するというので、結果的に前回から2年空いたということですので、その間隔を詰めてやってほしいということは、ほかの区からも要望しておりますので、それについては、国に申し入れてまいりたいと思えます。
- 長沢興祐委員 もう一つだけ。ルートを固定化させないこと、時代とともに本数も変わりますし、状況も変わるということがあると思えます。海か

ら入って海に出ていけば一番ベストだと私も思います。上空の飛ばれて、そこに落下物が落ちる可能性がなくなれば、それがベストだと思うのですけれども、立地的になかなか本数とか今の時代の中では難しいと思えます。

そんな中で、我々足立区として、ルートを固定化させないためにどのような材料を持って交渉ができるのでしょうか。

- 事業調整担当課長 なかなか難しい御質問で、固定化回避検討会の資料を私も読ませていただいたのですが、かなり専門性の高い資料で、なかなか理解しづらいというところで、この件につきましては、前回の幹事会でもやはり同様に、この資料だけでは専門家すぎて分からない、もう少し砕けた素人でも分かりやすいような資料の提供していただけないかという御意見もありますので、その辺を踏まえて、検討してまいりたいと思えます。

- 長沢興祐委員 ちょっと辛口になりますけれども、専門性が高くて分からないからといって、その議論のテーブルに乗せないというのは間違いだと思います。そこはしっかりと読み込んで理解をしてもらって、分からなければ質問をして、区民の安全・安心を確保することが大切だと思いますから、副区長いかがですか。

- 副区長 やはり何と云っても、安全というのが一番ですので、区の方から申し入れるとともに、1区だけではやはり弱いので、全体を通して働き掛けてまいります。

- 佐々木まさひこ委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

- 太田せいichi委員 今回陳情に当たって、私も様々調べさせていただきました。基本的には、国の施策に関わる内容で、なかなか区のこの委員会で詳細を確認し議論するというのにはそぐわない

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

感をちょっと受けました。だからこそ陳情でも国への意見書の提出を求めているのだと思いますが、それにしても区で取上げ、当区で取り上げるということに関しましては、先ほど騒音についても確認させていただきましたが、そこについては、直ちに改善を求めるレベルには見受けられませんでした。また、今後については、空港に隣接している区などと連携して、しっかりと固定化回避の検討会を実効性のあるもの、形で進めていただくように要望するのが一番妥当な方向性かなというふうに感じております。

本陳情の主目的が新ルート、新飛行ルートの停止というのは、現実的と捉えられませんので、不採択としてお願いしたいと思っております。

- 長沢興祐委員 今、意見開陳、質問の中でもありましたけれども、ちょっと静かにしてもらってもいいですか。

本当に空路に限らず、この間の八潮の陥没含め、道路・下水様々なもののインフラの老朽化が目立っています。老朽化に限らず、安全は更に高めていかなくてはいけないと思っています。そんな中で、まずこの陳情にも寄り添うのは当然だと思っておりますけれども、現実的に今の段階で、この飛行ルートを上空をなくしてしまうということは、正直今、先ほどの太田委員がお話されたとおりで、経済的関連、国の政策的にも今現在では厳しいと思います。そういった意味では、固定化をまずさせない、議論をしっかりと、足立区の立場を主張していく必要があると思っております。

それで、私も3月5日に文書質問を提出させていただきました。委員の皆様方のタブレットにはもう入っていますけれども、空路などのインフラ、安全・安心を確保するためにも、23区特別区長会や建設部長会、全自治体を巻き込んで、この議論をしっかりと安全を確保するために議論をしていただきたいということで申し上げていますので、それらをしっかりとやっていただい

くのが前提の上で、今回の内容については、同様に不採択とさせていただきます。

- 山中ちえ子委員 全く言っていることとやはり態度が矛盾していると思うのですね。空路の安全を守るといったことで、問題提起するといった一方で、安全を守るためにやはり海上ルートに戻すということの意見書を上げるということは、何も矛盾しないと思います。ですので、やはり採択をして意見書を出す、どこで一致点はどこか違うところかもしれないけれども、それは前向きに議論していくということで、そんな態度はないのではないかと思います。むしろ、まずは前提として、意見書を出すということが先だと思います。ですので私は採択です。

- へんみ圭二委員 まず、1日最大80便から130便への増便が可能となって、首都圏の国際競争力の強化が図れるというのは、私は、日本経済にとって、大変重要なことだと思います。

千葉の友人と話をしていたことがあるのですが、従前の飛行経路は千葉を通るわけで、今回の新しい新ルートは、3時間程度がこの首都圏の上空を通っていますけれども、それ以外の時間帯は、やはり従前と同じく千葉県上空を通過していると。その千葉県の友人からすると千葉県民だけが負担を強いられて、それは不公平ではないかという話がありました。私は、友人の話というのは一理あると思います。ですから、これは、全体的に東京だけではなくて、首都圏全体で議論をしていくべき問題であろうかと思っておりますし、私としては、やはり日本経済の強化というのは必要であると思っておりますから、不採択をお願いします。

- 高橋まゆみ委員 私は、渋谷区の方に活動に行ったときに頭上を通るこの飛行機を間近に感じたときに本当に危ないなというふうな思いをしました。これが足立区として、端っこの方しか通っていない、そんなに遠いから大丈夫とは私は思えなくて、これは、国民の声として上げていかなければいけ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ないのではないかと。2015年には、小さい飛行機でしたけども、民家に落ちて、あっという間にこのジェット燃料というのは燃え広がったということも亡くなった娘さんのお父さんの話とか聞いていて、これは、いつ起こっても不思議ではない、事故を防ぐように要求する事故というのは、そんなに要求して、事故がなくなったらバラ色の世界が待っているのですけれども、そうではないということを見ると今回は採択をして進めたいと思います。

- 佐々木まさひこ委員長 これより採決をいたしますが、本件は、意見書の提出を求めるものであるため、議会運営委員会決定により不採択を諮ることとなっております。

本件は、不採択とすべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 佐々木まさひこ委員長 挙手多数であります。よって、本件は、不採択すべきものと決しました。

以上、審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

- 佐々木まさひこ委員長 次に、所管事務の調査に移ります。

建築物減災対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑等ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

- 佐々木まさひこ委員長 次に、報告事項に移りま

す。

(1) から (4) 以上4件を都市建設部長から、(5) を千住地区まちづくり担当部長から、(6) から (8) 以上3件を道路公園整備室長から、(11) を建築室長から報告をお願いいたします。

○都市建設部長 引き続きよろしくをお願いいたします。簡明な御説明にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

報告資料の2ページを御覧いただきたいと思

います。興野周辺地区まちづくり協議会(第15回)の開催結果でございます。

開催日時、場所、参加者、内容については記載のとおりでございます。

主な質疑を3点挙げさせていただいておりますが、引き続き協議会で議論を深め、まちづくりの合意形成を図っていききたいと思います。

3ページでございます。

まちづくりニュースの配付を3月中旬の予定ということで、数に示した配付範囲であります。委員の皆様におかれましては、別添でお配りさせていただいておりますので、★★等御覧いただきたいと思

います。4ページが今回実施しましたまちあるきのルートでございます。

引き続き5ページでございます。

バリアフリー地区別計画(六町周辺地区編)の策定でございます。

こちらにつきましては、さきの建設委員会等で、パブリックコメントの結果等御通告いたしました。3月に策定しております。

なお、今回は、概要版をお付けしておりますが、区ホームページには、本編を改めて掲示したいと思いますので、後ほど御覧いただけると思

います。計画策定の地区内の効果につきましては、バリアフリーの推進とまたバリアフリー事業に対する補助金の活用が得られることになりま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

基本的な方針、大きい項番2番でございますが、こちらの記載のとおりでございます。

5、6ページでございます。

今回の計画の中で定められた生活関連施設なのですが、旅客施設や都市公園、記載のとおりでございます。また、項番4で、地区別計画策定後の進め方でございますが、この計画に基づきまして、バリアフリー化の事業を実施してまいります。

引き続き7ページでございます。

竹の塚駐車場における建物売買代金請求訴訟でございます。

こちらもしきの1月21日の建設委員会で御報告しておりますが、その後動きがありましたので御説明いたしたいと思っております。

1番の現在の状況でございますが、これも今裁判中でございますが、実は、後ほど御説明しますが、概要を申し上げますと2番の訴訟についても、記載のとおりでございますが、そもそも区から訴訟を起こしたことを改めて御報告しますけれども、区としては、建物代金を一括で契約するというところで相手方と交渉しておりましたが、相手方側からは一括では買えない、また、過去の修繕費等立替えている部分を売買代金から控除したいということがありまして、今回の訴訟になっております。

実は、訴訟を起こしまして、8ページを御覧いただきたいのですが、相手方から代理人を通じて、契約に前向きなお話をいただきました。8ページのうち、上段のところの米印で、これまで相手方は売買代金を継続するには修繕費を決定する必要があると主張しておりましたが、実は、口頭弁論において、売買代金と修繕費を分けて協議をしたいという当初の話に戻りまして、これに基づいて、相手方と項番4でございますが、2月13日及び2月25日に裁判に向けた事前の協議を行っております。基本的には、売買代金として6,000万円余を区に支払うこと、また、それについては、

財産価格審議会に付託して金額を決定していく予定でございます。また、細かいことでございますが、登記の費用については、足立区が行うという内容になってございます。

項番5の第2回の口頭弁論でございますが、2月26日に実施いたしました。

今申し上げたとおり、双方から和解の進捗状況の確認をさせていただきまして、基本的にまた議会の御承認をいただくこととなりますが、売買契約に関する議決及び訴訟の和解に関する議決を今後、上程させていただく予定でございます。

9ページの6番ですが、第3回の口頭弁論が5月28日を予定します。

今後のスケジュールですが、こちら記載のとおりでございます。引き続き状況が分かり次第、当委員会に御報告させていただきたいと思っております。

最後ですが、今後の方針で、こちらの相手方は別に、修繕費用に関する相手方の要求については、区の主張は、これまでと変わらずに必要なものは支払ってもらいますが、根拠ない費用については、支払には応じない態度で進めていきたいと思っております。

引き続きでございます。大変恐縮でございます。

別添で、令和7年度の足立市街地開発株式会社の事業概要収支予算説明の概略を御説明したいと思います。

まず、こちらの1ページ目でございますが、概要説明と組織機構図については記載のとおりでございます。

3番の経営方針と重点事項でございますが、こちら、皆様御承知のとおり、足立区北千住の西口の再開発事業で★★駐車場・駐輪場及び不動産★事業について、足立市街地開発については運営しておりますが、こちらの適正な運営に努めることと、また、重点項目としましては、サービスの充実・保守・適切な保守点検・維持補修、また、ミルディスI番館、マルイに貸し付けているとこ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ろなのですが、賃料については、相手方と順次協議していきたいと思っております。

2ページ目でございますが、こちらの事業の主な内容でございます。

先ほどの繰り返しになるところでございますが、駐車場の収入としては1億9,000万円余、駐輪場としては3,200万円余、不動産としては3億4,000万円余。また、細かいですが自販機収入等で310万円余ということで、全体としては5億7,000万円の収入を見込んでございます。

一方、売上げ原価、13ページでございますが、売上げ原価、4ページにあります販売費及び一般管理費等、あとその他費用を合計しますとこの金額が5億円余となりまして、5ページに貸借対照表がありまして、6ページでございます。すみません。損益計算書、来年度の計算書としては、当期来年度の予算としましては5,700万円の当期の純利益を予定してございます。

概略ですが、私からの説明は以上でございます。

○千住地区まちづくり担当部長 よろしくお願いたします。

報告資料の10ページにお戻りいただければと思います。

件名につきましては、千住大川端地区地区計画等の変更についてでございます。

東京都と一緒に足立区の方が説明会を開催しましたので、その結果について、本日は御報告させていただきます。

(1) 主催者でございますが、東京都と足立区。

(2) 開催日時・参加人数につきましては、2月19日に108名の方が御参加いただきました。

(3) 開催場所については、記載のとおりでございますが、(4)の主な質疑でございますが、当日いただいた質疑・御意見と区及び都が回答した内容については、表の方に記載させていただいております、10ページから14ページまでと

いうことで、それぞれ都市計画についての御質問、開発計画についての御質問、周辺環境への影響についての御質問、そして、その他の御質問をいただいております。

14ページを御覧いただきたいと思っております。

(5)のこれまでの経緯と今後の予定ということでございまして、12月に16条説明会、2月に17条説明会を既に開催しておりまして、3月に都市計画審議会、6月に都市計画決定告示ということで進めさせていただきたいと思っております。

私から以上でございます。

○道路公園整備室長 それでは報告資料15ページでございます。

第三次足立区緑の基本計画中間検証についてでございます。

目的としては、令和2年に第三次の緑の基本計画を立てさせていただいて、10年計画でございました。令和6年度がちょうど中間の5年目となるため、中間検証を行ったということでございます。

項番の2でございます。

基本計画の推進会議で主な意見が出ました。今までは、足立区の世論調査の指数を目標としてやっておりましたが、世論調査に寄らないモニタリングを独自にやったらどうなのかという御意見と高齢化や子育て世代の活動参加がなかなか難しいというところで、ボランティア活動の仕組みや子育て世代のPTA等の連携を検討してはどうかということが出ております。

更には、若者へのアプローチは、大学連携だけではなく、次世代の人材育成及び地域連携のために小・中学校との連携も同時に進めてはどうか、更には、生物多様性について、なかなか書かれていないので、その辺も触れてほしいという御意見でございました。

項番3でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

第三次緑の基本計画中間検証でございますが、今年度、第4回、第5回の意見の助言を踏まえて、今後の事業の取組を進めてまいります。

別紙の方ですが、中間検証の概要版が出ておりまして、目標値に達していない部分がかかなり多かったので、この辺も考えていかなければいけないということでございます。

続きまして、17ページでございます。

大谷田公園の改修工事についてでございます。

第2回のアンケートを大谷田公園の周りのお宅の方にポスティングをして、アンケート調査をさせていただきました。

パーベキュー施設の存続についてでございますが、一応、再設置を希望しない方々が過半数を超えているという状況でございます。ただ、必要だという御意見もありますし、どのようなものかというところの方に御意見を書かせていただいております。主な意見がございます。必要だ、やりたいというところもございますので、今後パーベキュー施設については、ほかの公園への移設等もアンケートの内容結果について、検討したらそれも必要なのではないかということで、別紙1・18ページから意見が出ておりますので、その辺も含めて検討していきたいということで、今後進めてまいります。

続きまして、23ページでございます。

補助第138号線その2工区の完成についてでございます。

旧道のL・ソフィアから梅田堀のところまで今まで開通しております。更には、関原通りから補助100号線尾竹橋通りまで開通していたその開通していない真ん中のところですね、こちらの方が完成をいたします。3月28日今月開通をしますが、そのあとに交通規制等の警察が施行するものについて出来上がるのを待って、6月下旬に交通開放したいというところでございます。ただし、交通開放しても信号機の設置が間に合いませんの

で、その辺警察の方に信号機の設置を要望しているところでございます。

私からは以上でございます。

○建築室長 資料35ページでございます。

住生活基本計画の改定及び住宅政策審議会の開催についてでございます。

令和10年度に住生活基本計画の改定を予定しておりますので、令和7年度から住宅政策審議会を開催いたしまして、作業を進めていきたいと考えてございます。

今回の計画の改定方針につきましては、新たな基本計画の分野別計画にするということで、表の中に記載ございますが、施策の方向性を具現化するために、主な検討事項の欄にある内容につきまして、それぞれ検討を進めてまいりたいと考えてございます。

36ページをお願いいたします。

2番の審議会につきましては、表の中にございますように、関係者の方々へ御依頼を申し上げまして、委員構成ということで調整を進めさせていただきたいと考えてございます。

3番のスケジュールにつきましては、令和7年度から令和9年度に掛けまして、検討を行いまして、令和10年の5月頃に計画の改定の完了を目指してまいりたいと考えてございます。

私から以上でございます。

○佐々木まさひこ委員長 それでは質疑を行います。

何か質疑はございますか。

○山中ちえ子委員 竹の塚のFビルの件なのですが、そもそもこういった単なる地下駐車場に11億円以上の税の投入が行われて、二重、三重にもある癒着、これが公共目的とは異なる税の投入がまかり通ってきたわけですけれども、このようなお金でゆがめるような・・・お金でゆがめるのではない、いろいろな背景でやはり正常ではないようなゆがみをつくってしまったというのは、どこに原因があったと捉えていますでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○交通対策課長 当時は、竹の塚地区、駐車場が足りないということで、何とかしなければいけないということで、駐車場を民間の方と組んでやったのですけれども、そのときは、それで一番区としては最良だと思うのですが、今見るといろいろ区に負担の掛かる、将来に負担が掛かるようなことが多いですので、こういうことがないように今後進めていかなくてはいけないと考えております。

○山中ちえ子委員 こういった厳しい態度で臨むと言いながら、やはり財産価格審議会に掛けたりしなかったというようなことなども指摘しながら求めてまいりましたので、今回のこと本当に努力されているなというふうには思うのですけれども、そして、そういった相手方もこういった態度になってきたということではよかったと思うのですけれども、今後やはりこういったことが起きないようにということを考えなければいけない。そのためどうしていく方針ですか、教訓に。どういうふうにしますか。

○副区長 先ほどの質問のなぜこういう契約をしたかですけれども、当時は、地下駐車場をつくるのに1台3,000万円ぐらい掛かるということで、都心も含めて、こういった形で、Fビルとは違いますが、やはり非常に土地を購入するのは難しいというようなケースで、足立区としても、そのときは、こういう契約をした方がよかったのではないかという判断で行ったので、実際的には、かなり不平等な内容になっておりますので、今後は、必ずこういった場合には、第三者の意見を聞いたり弁護士の意見を聞いたり、法的な解釈をしっかりとして契約を結んでいくというような形では正していきたいと思っております。

○山中ちえ子委員 是非そのようにしていただきたい。やはりゆがませていくといった原因の中にやはり足立区行政だけがいろいろなところで、公にはならない中で協議が進んでいったりというのもあったのかと思います。ですので、やはり全て

明らかに公にしていって議論していくということが大切だと思います。

それで、千住大川端地区計画等の変更についてなのですけれども、都市計画法16条と17条ということで、意見書募集をしています。その結果を御報告してくださっているのですけれども、こういった意見を踏まえて、都市計画審議会があるわけですが、都市計画審議会にはどなたが出席されますか。

○都市建設課長 都市計画審議会の委員の皆様、学識経験者、あと各種団体から推薦を受けた方、また、議員選出ということで、議長・副議長・総務委員長・建設委員長というメンバーで構成されているところでございます。

○山中ちえ子委員 ということは、自民党、公明党という議会の中からはそういった議員が出るということですね。

○都市建設課長 はい。質疑議員選出については、おっしゃるとおりです。あと区民公募の方もいらっしゃいます。

○山中ちえ子委員 合計何人ですか。都市計画審議会。

○都市建設課長 ちょっと正式な人数、後ほどお伝えしますが、20人前後の方で御審議いただいているところでございます。

○山中ちえ子委員 本当多大な人たちがその時間を使って議論するわけですから、しっかり見守っていきなさいと思います。

そして、緑の基本計画中間検証についてなのですが、足立区として、水と緑を誇れるまちにしていくということですが、地区計画で公園をなくしてしまうといったことをこの間も地区計画変更、そして、都市計画審議会において、意見書では、多数の反対意見があったのにそれを異議なしということで可決したのですね。そういった中で、新しい竹の塚第五公園廃止のことについては、竹の塚中央地区地区計画の構想のパン

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

フレットには、そういった公園のことが何ていうかしっかりとその内容が反映された形でパンフレットをつくられていないという印象があったのです。そういったところからも、この緑の基本計画をつくっていくということと矛盾するのではないのでしょうか。その辺どうですか。

○パークイノベーション推進課長 緑の基本計画の中で、今回竹の塚第五公園は廃止になりましたけれども、同等以上の公園を確保するという形で、緑全体としては減らさないでキープするような形でやっておりますので、我々がやっている緑の基本計画の中では矛盾はしていないかと思っております。

○山中ちえ子委員 あそこは、カリン通りという名前が付いていたぐらいにカリンの木が何本も植えられていたわけですよ。それをやはりその樹木を大切にしていくという立場に立たないで、載せるトラックの面積に合わせて、根っこも枝もそぎ落として運ぶというようなことをやったのですね。本当に矛盾しているなということを指摘したいと思います。

以上です。

○都市建設部長 先ほど山中委員の御質問の都市計画審議会のメンバーですが、委員構成としては20人、区の職員が12人で構成しております。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

23ページの138号線の信号についてなのですが、この信号なかなか時間が掛かるということなのですが、よくよく見ると児童遊園とか公園が近くにあるので、せめて横断歩道とかそういった形も求められないのですか。

○道路整備課長 今回横断歩道については、幾つか付ける計画になっております。ただ、信号機両方も警察の権限でどこに付けるかというのは最終的な警察の権限なのですが、信号機が付かなかったというところです。

○高橋まゆみ委員 横断歩道のときにちょっといつ

も私運転をしていて思うのですけれども、夕方暗くなってくると横断歩道に人がいても見えないということがあるのですね。できれば横断歩道の近くに照明とかそういったものを要望していただくと・・・駄目なのかな。

○道路整備課長 照明は、基準に基づいて明るさを確保していると思うのですが、高橋委員御発言のとおり、横断歩道というか交差点部がちょっと危ないということで、後で例えば交差点が目立つように路面の舗装したりなんかも対応はありますので、ちょっと工事が今月末に完成予定なので、ちょっと今すぐというのはいえませんが、ちょっと改めて現場を見て、必要なところは必要な対策を今後も状況見ながら対応していこうと思っております。

○高橋まゆみ委員 是非子どもたちが事故に遭わないように、よろしく願いいたします。

○へんみ圭二委員 15ページ、緑の基本計画の中間検証についてなのですが、16ページの公園の魅力向上と持続可能な管理の部分で、行きたい公園がある人の割合が計画策定時が46%、令和5年の実績値が46.8%と0.8%しか増えていない。令和5年の目標に比べても全然達していないのですけれども、ここは、やはりパークイノベーションということを推進してきた足立区としては、行きたい公園がある人を増やせないというのは、これは非常に重要なのではないかなと思いますが、その点について、いかがお考えですか。

○パークイノベーション推進課長 へんみ委員御指摘のように、パークイノベーションの目的である選べる公園づくりをしている中で、この数字が上がらないというのは、やはり何かしらのPR不足とか、あと改修の内容についてもある程度見直しをしていかなくてはいけないことだと考えております。

○へんみ圭二委員 そうすると11年の最終目標の53.5%というのが今からすると非常にハード

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ルの高い数字かなというふうに思うのですが、そこに向けて、具体的にどういうことをやっていくということなのでしょう。

○パークイノベーション推進課長 具体的には、今までもやっていることなのですが、より住民の意見をアンケート等とあと実態調査も含めまして、より計画に反映できるような形で、調査の方とかを充実させて、具体的に設計とか改修に反映できるようにしていきたいと考えております。

○へんみ圭二委員 分かるのですけれども、ただ今までと同じことをやっていても、恐らく効果というのが相当でないと思いますから、今までと同じことだけではなくて、今までとは違った、行きたい公園を増やしていくということはどうやっていくのかというのは、真剣にもう少し考えないと恐らく変わらないのではないかなと思いますから、その点については、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

大谷田公園の件についてなのですが、以前バーベキュー施設、近隣区ほかにもあるのになくしてしまうのかというお話しました。私もここで何回かやらせていただいて、非常にいい思い出がありますというお話をしたときに、道路公園整備室長からもいい思い出があるというお話もいただいて、やはり皆さんバーベキューというのは、好きな方も多いのだなということも感じたのですが、今回こうした近隣区のバーベキュー施設の状況も調べていただきました。

これから区としては設置をする検討を進めていくということなのですが、実際にこの大きさがあるのは江北公園と総合スポーツセンターと河川敷ということなのですが、どこかで設置の可能性というのはあるのですか。

○道路公園整備室長 私も思い出がございますので、なるべく残してみたいというふうには思っていたところですが、実は、老朽化が進んでいて、いずれにしろ解体をしなければいけないという条件が

まず一つございます。そのために周辺の住民の方々からの苦情が結構あったものですから、もう一度アンケートを取らせていただいたというところでございます。

更に今ここだというところをまだ申し上げるような状況ではないのですが、要するに苦情が来ないような周辺のしつらえがあるところということで探しております。正式にどういうところなのかというのは、決定した時点でお知らせをしたいと思っておりますので、いろいろな公園を見ながらどこにしようかという検討を進めているところでございます。

○へんみ圭二委員 この周辺住民の方のアンケートでも、設置を希望するという方はいないのかなと思ったのですが、設置を希望する方が11件ということで、近隣の方々でもつくってほしいという方がいるぐらいですから、是非区内のどこかに舎人公園しかないですから。例えば私が住んでいる綾瀬からだとなかなか舎人公園に行って、バーベキューができないです、バーベキューをもう少し近くでできるような施設を是非つくっていただきたいと思います。

今お話が苦情がないところということもありましたが、ただ、公園だけでも近隣からは、子どもたちの声がうるさいという苦情が出てしまうぐらいの時代ですから、苦情がゼロというのはなかなか難しいと思いますが、極力苦情の少ないところと考えると河川敷が可能性としてはあるのかなと思います。この河川敷で実際に設置できるという可能性はありますか。

○パークイノベーション推進課長 まだ河川敷では具体的にこの場所というところまでは特定できていないです。かなり足立区の河川敷は、もう野球場とかグラウンドとかそういった形で利用はかなり限定されているところがありますので、そのどこかで隙間を見つけて、設置できるように検討してみたいと思っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○道路公園整備室長 へんみ委員おっしゃるとおり、荒川河川敷を上流まで調べていきますと河川敷の中にバーベキュー広場があるところがございます。戸田市の辺りもありますし、そういう面では、検討をするべきかというふうに考えております。

今アンケートの結果で、残してほしいとかあった方がいいという意見の中にも、利用のマナーをきちんとしてくれればという条件が付いている意見が大変多くございました。更に、予約の方法にもう一つ問題があって、1団体しか使えないというところが問題があって、更にキャンセル料を取っていなかったという状況で、もう決まった人があそこの公園の事務所の方に受付の日に行き、取れるだけ取ってしまう。そのような予約の方法でやっていたという部分も問題があるというふうに思います。

その辺も今後考慮しながら、ただし先ほども申し上げましたが、あの施設については、焼くところと食べるとか全く別になっているし、変えていかなければいけないだろうというところで、老朽化の問題もございましたので、その辺も含めて、ほかのところにてできればということで考えております。

○へんみ圭二委員 ほかの自治体でも川崎だったか河川敷でゴミが非常に多くて、近隣の方が困っているという話もありましたから、そういうことが起きないように対策を取りつつ、誰もが気持ちよくバーベキューができる場所をちょうど都合のいい隙間を見つけていただいて、設置していただければと思います。

このバーベキュー施設の跡地を屋根のある休憩施設にすることなのですが、以前何か第二梅園にするというような計画もあったような気がするのですが、それをは、第二梅園はもう撤回をして、休憩施設ということではよろしいですか。

○道路公園整備室長 防災の関係でもいつとき避難場所とかそういう関係もございますので、屋根が

あった方がいいだろうということと、梅まつりのときに雨が降ったりして、学校の方々が来て演目をやっていただくような場合にも屋根があったそういう場所があった方が梅まつりにも好都合かというところもありますので、その辺で、屋根を付きたいというふうに考えております。

○パークイノベーション推進課長 第二梅園の方ですけれども、1回目にアンケートを取ったときに、今ある梅園もほぼ閉鎖型で、第二梅園も閉鎖になってしまって、使えないところが増えてしまうのではないかという御意見もありましたので、梅の植樹とか本数は増やしていきたいと思うのですけれども、第二梅園という形で、囲った形ではない形で整備できればと考えております。

○佐々木まさひこ委員長 他に質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木まさひこ委員長 質疑なしと認めます。

○佐々木まさひこ委員長 次に、その他を議題いたします。

何か質疑ありますか。

○長沢興祐委員 最後になりますけれども、1月の委員会のときに千住大橋の落下のものがありましたけれども、なかなか原因が究明できないということですが、その後も特に進捗はないのでしょうか。

○東部道路公園維持課長 今、京成電鉄が外部機関で調査をしております。まだ報告がありませんので、結果については分かっておりません。

○道路公園整備室長 落ちた直接的な原因はアンカーボルトの切断でございます。なぜ切断したのかというところの検証を外部の試験のところに出しておりますが、まだ結果が出てこない状況でございます。出ましたら直ちにこちらの委員会で御説明するか、若しくは、議員の方々に全てお知らせ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

をしたいというふうに考えております。

- 長沢興祐委員 今これぐらい経って、まだ究明ができないということであれば相当難しいのかなどは思うのですが、この事故を風化させずというか一つの起点として、もっと定期的に安全なチェックというか事業者やっているというふうに言うかと思うのですけれども、区として、定期的にもう少し踏み込んだ安全の確保を求めていく必要があると思うのですが、いかがですか。
- 道路公園整備室長 今回落ちた部分が構造的に少し無理が掛かっているというのが分かっております。通常、門型という、地面から柱を出して、その上に乗せるというのが通常でございますが、横にアンカーボルトを打って、しかもケミカルアンカーということではなくて、機械式のアンカーということは、打ち込んでいくと中が開いて、コンクリートの中に圧着させるみたいなのところでございましたので、それが振動によって、コンクリートの方が壊れてくると抜けてしまうだろうというところもございましたので、そういうものが★★として出た場合は、その辺も注意をして、これでは、この構造では駄目ですよというところも言っていきたいというふうに考えております。
- 都市建設部長 へんみ委員御質問の御趣旨なのですが、先に提出いただきました文書質問につながる話かと思えます。今は、鉄道の話をしておりますが、公共インフラとして下水・水道その他もろもろについては、今までの概念ではなく、検査期間を短くするであつたりとか他事業者積極的に働き掛けていくべきだという御趣旨だと思いますので、それについては、各インフラ事業者とも情報を密にして、どのようなことができるか考えていきたいと思えます。
- 長沢興祐委員 最後にします。
- 民間事業者ですから、それをやるのは民間なのですけれども、そこが安全でした、チェックしましたといっても事故が起きてしまうのであれば、

やはりある程度の枠というかを足立区としても、最低でもこのレベルまでやってくれとか、そういったことも考えてやっていかないといけない時期かと思えますので、そこも是非御検討いただければと思います。

- へんみ圭二委員 予算特別委員会で取り上げたいことが山ほどあつて、言えなかったことがたくさんあるのですけれども、その中でも1点だけ。
- 新年度に向けて、この時期に是非考えていただきたいことがドッグランについてです。ドッグランについて今まで会派として要望してきました。東綾瀬公園で設置をということを東京都に言ったけれども、都の方がやる気がなくてできないという状況です。以前は、河川敷それこそ先ほどの話ではないですが、河川敷も提案をして、副区長からも河川敷がいろいろと使い道が決まっているから難しいというお話もあつたかと思えます。
- 近隣の区の状況を調べますと23区の中でも、区立公園で試験的にドッグランを設置するところが非常に増えてきていまして、是非足立区でも、区立公園でのドッグランの設置というの検討いただきたいというふうに思うのですが、そのあたりについてはいかがですか。
- パークイノベーション推進課長 以前、決算特別委員会のときの質問等もあつたかと思えます。その中で、今後区として設置していくに当たっての運営方法、いわゆる利用するに当たって登録制にするのがいいのか無届けでもいいのか、あと、実際利用者同士の責任分担とか、そういうところを今、弁護士相談とかして運営方針とかを固めつつあります。それを基に、実際河川敷、あと区立公園内も含めて、どういったところできるか場所の探索というか、そういうのを選定の方に移らせていただきたいと思っております。
- へんみ圭二委員 これで最後にしますけれども、ほかの区がどのような状況であるのかというのは、調査していただいているのかということをお聞き

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

したいのと、その状況をまとめて、議会の方にもお知らせいただきたい。

それから、区立公園その他で設置できるかどうかというのは、いつ頃までに検討するのか。この点だけお聞きしたいと思います。

○パークイノベーション推進課 他の自治体の状況、いわゆる利用登録制度をやっているか、やっていないとかそういった形での調査は進めております。

あと今後の設置に関しての検討のスケジュールですけれども、この場で余裕を持たせていただければ7年度中を見ていただければと思っております。

○道路公園整備室長 今東綾瀬公園ではお断りをされているということですが、舎人公園にはドッグランがございます。同じ都営でございますので、都の方の要請というのも当然のようにしていきながら、その状況を見ながらできるだけ早く時間に余裕を持たないで進めていかせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐々木まさひこ委員長 質疑はないですね。

以上で建設委員会を終了いたします。

午後零時25分閉会